

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月7日
【会社名】	アステリア株式会社
【英訳名】	ASTERIA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 242,962,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	170,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2025年11月7日開催の当社取締役会決議によります。
2. 本第三者割当は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 本自己株式処分は、処分予定先である工藤亮太氏、中利弘氏及び齋藤文護氏（以下、個別に又は総称して「処分予定先」といいます。）からのMikoSea株式会社（住所：東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地UZビル5階、代表取締役 工藤亮太、以下、「MikoSea社」といいます。）の株式取得に係る譲渡代金債権の一部を現物出資の目的となる財債として実施いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	170,500株	242,962,500	
一般募集			
計（総発行株式）	170,500株	242,962,500	

- (注) 1. 本件は、金銭以外の財物の現物出資による第三者割当の方法によります。発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込額の総額であります。なお、本第三者割当は、本自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は、資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,425		100株	2025年11月25日		2025年11月25日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本第三者割当は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に処分予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本株式の処分予定先との間で本株式の総数引受契約を締結しない場合は、本株式に係る割当は行われないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アステリア株式会社 コーポレート本部	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

## (4) 【払込取扱場所】

金銭以外を出資財産としているため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
242,962,500	4,300,000	238,662,500

(注) 1. 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成費用、処分予定先に対する反社会的勢力該当の有無の調査に係る費用、弁護士費用です。

## (2) 【手取金の使途】

本第三者割当は、当社によるMikoSea社の株式取得にかかる各処分予定先の当社に対する譲渡代金債権の一部である242,962,500円(工藤亮太氏につき147,060,000円、中利弘氏につき44,745,000円、齋藤文護氏につき51,157,500円)を現物出資の目的である財産として実施するものであり、現金による払込はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【処分予定先の状況】

(1) 処分予定先の概要、及び提出者と処分予定先との関係

工藤亮太

a. 処分予定先の概要	氏名	工藤 亮太
	住所	東京都千代田区
	職業の内容	MikoSea株式会社 代表取締役
b. 提出者と処分予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の連結子会社となるMikoSea株式会社の代表取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

中利弘

a. 処分予定先の概要	氏名	中 利弘
	住所	京都府京都市
	職業の内容	MikoSea株式会社 CTO
b. 提出者と処分予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の連結子会社となるMikoSea株式会社のCTOであります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

齋藤文護

a. 処分予定先の概要	氏名	齋藤 文護
	住所	山口県大島郡
	職業の内容	会社役員、投資家
b. 提出者と処分予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(3) 処分予定先の選定理由

当社は、MikoSea社の既存株主である工藤亮太氏、中利弘氏及び齋藤文護氏との間で、2025年9月16日付けのリリース（「ノーコード開発ツール「Click」を開発・販売するMikoSea社を買収」と題するリリース）のとおり、MikoSea社を当社グループ傘下に収める株式譲渡契約（その後の変更を含み、以下「本株式譲渡契約」という。）を締結しました。

MikoSea社は、スマートフォンのネイティブアプリやWebアプリを開発することができる純国産ノーコード開発ツール「Click」や、ブロックチェーンを基盤としたクラウドファンディングサービスを展開しています。

「Click」は、プログラミングの必要なく、ドラッグ&ドロップの直感的な操作でアプリ開発が可能となる開発ツールであり、約27,000人のユーザーを抱え、累計70,000個以上のアプリが開発されています。各種クラウドサービスとのAPI連携やChatGPTなどの生成AIとの統合も容易で、パーソナルユースから企業用途まで幅広いニーズに対応する次世代型プロダクト開発プラットフォームです。当社は「Platio」というモバイルアプリ制作製品を有していますが、ノーコードでのアプリ開発の販売を広げるために、「Click」を応用して「Platio Canvas」という製品を共同開発いたしました。MikoSea社が当社グループ傘下に入ることによって、当社グループは、ノーコードによるネイティブアプリやWebアプリ開発事業にも対応し、モバイルアプリ開発ツールのニーズ全般に対応するソフトウェアメーカーとなることを企図しております。

本自己株処分は、本株式譲渡契約に係る株式譲渡の決済として、処分予定先（本株式譲渡契約の売主）が当社（本株式譲渡契約の買主）に対して有する株式譲渡代金債権の一部が当社に現物出資され、当社は当該現物出資に基づき第三者割当の方法により処分予定先に対して当社の自己株式を交付するものです。現物出資されない株式譲渡代金債権に関しては、当社は処分予定先に対して現金にて支払います。

本自己株式処分によって、MikoSea社株式の譲渡者であり、MikoSea社の代表取締役である工藤亮太氏と同社のCTO（最高技術責任者）である中利弘氏に対し、MikoSea社の株式の譲渡対価として当社株式を交付することにより、当社株式の一部を保有していただき、当社株主となっていただくことで、当社グループへの経営参加意識を高め、当社グループの業績拡大へ寄与していただけることを期待しております。当社とMikoSea社株式の譲渡者である処分予定先とのMikoSea社株式譲渡の交渉過程において、工藤亮太氏、中利弘氏及び齋藤文護氏の各処分予定先に対して取得対価の一部として当社の自己株式を交付するという条件で同意が得られたため、各処分予定先に対して本自己株式処分を行うことといたしました。

当社は、外部環境の変化に柔軟に対応し、機動的かつ柔軟な資本政策の遂行を可能とするため、2025年9月末時点において1,156,521株の自己株式を保有しており、このうち170,500株を本自己株式処分において割り当てることといたしました。なお、処分予定先からのMikoSea社株式の取得にかかる譲渡対価の一部については、現金にて支払う予定です。

MikoSea社の概要は、以下をご参照ください。

名称	MikoSea株式会社
所在地	東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地UZビル5階
代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 工藤亮太
事業内容	アプリケーション開発事業
資本金の額	5,000万円
設立年月日	2022年6月9日

(4) 割り当てようとする株式の数

工藤亮太氏 103,200株  
 中利弘氏 31,400株  
 齋藤文護氏 35,900株

(5) 株券等の保有方針

本自己株式処分により取得する株式について一定の売却制限を付すことを処分予定先と合意しております。なお、当社は、処分予定先より、払込期日から2年以内に自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合は、その内容を直ちに当社に対し書面により報告すること、また当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社によるMikoSea社の株式取得にかかる各処分予定先の当社に対する譲渡代金債権の一部の現物出資による第三者割当であるため、金銭の払込はありません。

(7) 処分予定先の実態

当社は、処分予定先である工藤亮太氏、中利弘氏及び齋藤文護氏が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク（東京都杉並区上荻1丁目2番1号

Daiwa荻窪タワー、代表取締役社長熊谷信孝）に調査を依頼し、その結果、工藤亮太氏、中利弘氏及び齋藤文護氏が反社会的勢力とは関係がない旨の報告を受けております。そのため、当社は、処分予定先が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本自己株式処分により取得する株式について一定の売却制限を付すことを処分予定先と合意しております。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠

本自己株式処分における、自己株式の処分価額については、処分予定先と協議の上、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日（2025年11月6日。以下「基準日」といいます。）までの直前3か月間（2025年8月7日から2025年11月6日まで）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値（小数点以下第一位を四捨五入。以下同じ。）である1,425円といたしました。

処分価額の決定にあたっては、処分予定先と協議する中で、直前取引日という特定の一時点を基準とするのではなく、平均株価という一定期間の平準化された値を採用することが、一時的な株価変動等の影響を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、また、直前1か月平均では短期的相場変動の影響を強く受ける可能性があり、直前6か月平均では直近のマーケットプライスを適切に反映できない可能性があるため、取締役会決議の直前3か月間の終値の単純平均値を採用することが合理的であると考えております。

なお、当該処分価額は、東京証券取引所における当社普通株式の基準日の終値である1,385円に対して2.9%のプレミアム、基準日以前1か月間（2025年10月7日から2025年11月6日まで）の終値の単純平均値である1,380円に対して3.3%のプレミアム、基準日以前6か月間（2025年5月7日から2025年11月7日まで）の終値の単純平均値である993円に対して43.5%のプレミアムとなります。

当社は、処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠していることから、本自己株式処分の処分価額の決定方法は合理的であり、本自己株式処分の処分価額は処分予定先に特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）から、本自己株式処分の処分価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、処分予定先に特に有利な金額には該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、170,500株（議決権数1,705個）であり、これは2025年9月末時点の当社の発行済株式総数17,491,265株に対して0.97%（2025年9月末時点の総議決権数163,101個に対して1.05%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、当社グループの業績拡大に寄与するものと考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
平野洋一郎	東京都品川区	1,860,000	11.40	1,860,000	11.29
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1-8-1	1,383,300	8.48	1,383,300	8.39
北原淑行	東京都大田区	887,577	5.44	887,577	5.39
株式会社ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷4-29-1	552,800	3.39	552,800	3.35
パナソニックインフォメーション システムズ株式会社	大阪府大阪市北区末広町2-40	550,000	3.37	550,000	3.34
HSBC OVERSEAS NOMINEE (UK) LIMITED A/C HST5（常任代理 人 香港上海銀行東京支店）	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ	433,803	2.66	433,803	2.63
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2-10号	393,000	2.41	393,000	2.38
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	346,000	2.12	346,000	2.10
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO（常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行）	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAME S UNITED KINGDOM EC4 R 3AB	202,469	1.24	202,469	1.23
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	188,300	1.15	188,300	1.14
計		6,797,249	41.67	6,797,249	41.24

（注）1．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿の株式数によって算出しております。

2．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の総議決権数（163,101個）に、本自己株式処分により処分する株式に係る議決権数（1,705個）を加えた数で除して算出しております。

3．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

4．当社は、自己株式1,156,521株（2025年9月30日現在）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第27期、提出日2025年6月20日）及び半期報告書（第28期中、提出日2025年11月7日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年11月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（2025年11月7日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第27期有価証券報告書の提出日（2025年6月20日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年11月7日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。  
（2025年6月23日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2025年6月21日開催の当社第27回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### （1）株主総会が開催された年月日

2025年6月21日

##### （2）決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、平野洋一郎、北原淑行、五味廣文、Anis Uzzaman、正宗エリザベス及び大三川彰彦の6氏を選任するものであります。

###### 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、高橋もと子氏を選任するものであります。

##### （3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
平野 洋一郎	90,328	8,796			可決 91.04
北原 淑行	92,865	6,259			可決 93.60
五味 廣文	90,786	8,333			可決 91.50
Anis Uzzaman	90,789	8,330			可決 91.50
正宗 エリザベス	92,140	6,979			可決 92.87
大三川 彰彦	95,677	3,442			可決 96.43
第2号議案				（注）	
高橋 もと子	95,777	3,248			可決 96.53

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
該当事項はありません。

### 3 自己株式の取得状況

当社は、「第四部 組込情報」の（第27期）の提出日（2025年6月20日）以後、本有価証券届出書提出日（2025年11月7日）までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

（2025年7月4日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

#### 1 [取得状況]

##### (1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

##### (2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年6月13日）での決議状況 （取得期間2025年6月16日～2025年8月15日）	550,000		300,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	6月16日	41,500	24,564,100
	6月17日	28,100	17,101,800
	6月18日	45,600	31,060,000
	6月19日	34,300	22,083,000
	6月20日	16,500	10,350,500
	6月23日	13,000	8,466,200
計	-	179,000	113,625,600
報告月末現在の累計取得自己株式	179,000		113,625,600
自己株式取得の進捗状況（%）	32.5		37.9

#### 2 [処理状況]

該当事項はありません。

#### 3 [保有状況]

2025年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	17,491,265
保有自己株式数	862,921

（2025年8月8日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

#### 1 [取得状況]

##### (1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

## (2) [ 取締役会決議による取得の状況 ]

2025年7月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年6月13日）での決議状況 （取得期間2025年6月16日～2025年8月15日）	550,000		300,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	7月1日	20,800	13,364,700
	7月2日	14,000	8,777,000
	7月3日	14,500	8,915,000
	7月4日	11,000	6,754,000
	7月7日	12,400	7,588,400
	7月8日	9,500	5,946,800
	7月9日	12,000	7,574,000
	7月10日	13,200	8,374,300
	7月11日	14,500	9,194,100
	7月14日	12,900	8,281,700
	7月15日	14,900	9,177,700
	7月16日	9,500	5,847,500
	7月17日	12,400	7,854,100
	7月18日	18,100	11,367,400
	7月22日	10,000	6,177,300
	7月23日	8,500	5,323,600
	7月24日	10,700	6,877,800
	7月25日	14,800	9,683,000
	7月28日	14,500	9,518,700
	7月29日	13,800	9,009,400
	7月30日	9,100	5,958,300
	7月31日	12,000	7,907,700
計	-	283,100	179,472,500
報告月末現在の累計取得自己株式	462,100		293,098,100
自己株式取得の進捗状況（％）	84.0		97.7

## 2 [ 処理状況 ]

該当事項はありません。

## 3 [ 保有状況 ]

2025年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	17,491,265
保有自己株式数	1,146,021

（2025年9月3日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年8月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年6月13日）での決議状況 （取得期間2025年6月16日～2025年8月15日）	550,000		300,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	8月1日	10,500	6,861,700
計	-	10,500	6,861,700
報告月末現在の累計取得自己株式	472,600		299,959,800
自己株式取得の進捗状況（%）	85.9		100.0

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	17,491,265
保有自己株式数	1,156,521

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第27期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月24日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第28期)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月20日

アステリア株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアステリア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、アステリア株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ライセンス売上高の発生及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記24．に記載されているとおり、当連結会計年度の売上収益3,171,258千円のうち、ライセンス売上高は809,996千円である。</p> <p>ライセンス売上高については、ソフトウェア販売であり、ソフトウェアのライセンスの付与時点において顧客が当該ソフトウェアに対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該ソフトウェアのライセンスの付与時点で収益を認識している。ライセンスの付与時点は、ライセンスの納品完了証明書の発行時点としている。</p> <p>ソフトウェアのライセンスは無形財であることから、ライセンス売上高については、財の提供の物理的な把握及び財の提供タイミングの把握が困難であるため、客観的に取引の発生及び期間帰属の適切性を検証することが難しい。</p> <p>また、会社は見積書の承認、ライセンスの納品完了証明書の確認及び請求書の承認などの内部統制を整備及び運用しているが、内部統制が有効に機能しない場合には、売上収益の計上額を誤る可能性がある。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、ライセンス売上高の発生及び期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、ライセンス売上高の発生及び期間帰属の適切性を検討するために、主として以下の手続を実施した。その際、当監査法人のIT専門家を利用した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 ライセンス売上高の計上プロセスを理解するとともに、以下の統制について整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業担当の上長による見積書の承認に係る統制</li> <li>・ ライセンス提供後に経理担当者による納品完了証明書の確認及び請求書の承認に係る統制</li> <li>・ 財務経理部長による請求書と仕訳伝票の整合確認に係る統制</li> <li>・ 販売管理システム及び会計システムのIT全般統制</li> </ul> <p>(2) 実証手続 当連結会計年度のライセンス売上高から一定の基準により抽出した取引について、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライセンスの付与日について、納品完了証明書との照合により確かめた。</li> <li>・ 顧客からの入金について、入金証憑との照合により確かめた。</li> </ul> <p>また、当連結会計年度末日を基準日として一定の基準により抽出した取引先に対する売掛金残高について、確認手続を実施した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アステリア株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アステリア株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

アステリア株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアステリア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アステリア株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ライセンス売上高の発生及び期間帰属の適切性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(ライセンス売上高の発生及び期間帰属の適切性)と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月7日

アステリア株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアステリア株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、アステリア株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー

報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。